

滿洲地方に於ける

土木事業と都市計畫施設〔完〕

三 浦 磐 雄

旅 順 (續)

一、官制に關するもの

六號

大連都市計畫委員會規則 昭和五年三月、廳令第十一號

第八十九號

關東廳現行土木(都市計畫)關係法規
關東州及南滿洲鐵道附屬地に對し、關東廳より公布せられたる現行規定中、土木(都市計畫)方面に直接又は間接に關係深き法規の項目を列舉して参考に資す。

因に南滿洲鐵道株式會社には「規定類纂」第一編乃至第十一編より成る廣汎精細なる規定あり。鐵道附屬地に關するものは、其の第八編(地方ノ部)に定めらるゝも爰には其の記載を省略す。

同上規則施行細則 大正三年七月、府令第十五號

關東廳國勢調查評議員會規則 昭和五年四月、廳令第三十號

關東廳統計委員會規則 昭和二年六月、廳訓令第十八號

官有財產調査委員會規則 昭和五年五月、廳訓令第二十
八號

二、土木及建築に關するもの

關東州土木事業規則 大正十三年八月、府令第五十三號

臨時土地調查部測量規程 大正三年十月、府訓令第三十
九號

測量標準規則 大正三年六月、府令第十二號

水路測量標條例ノ一部施行、大正二年十二月、勅令第三
百十三號

水路測量標條例 明治二十三年五月、法律第三十八號

水路測量標建設ノ爲官有地ヲ使用スルノ件 大正二年十
二月、勅令第三百十五號

道路取締規則 大正十一年十月、廳令第七十三號

鴨綠江橋梁歩道取締規則 明治四十四年十一月、府令第
二十九號

大連市竝擴張地域内ニ於ケル市街計畫及地區區分 大正
八年六月、廳令第二十一號

官有家申告規則 明治四十一年七月、府令第四十號

同上地域内ニ於ケル市街計畫ニ依ル街路等級 大正八年
六月、廳告示第二十號

貔子窩及城子瞳市街計畫 昭和三年一月、廳告示第八號

大連市建築規則 大正八年六月、廳令第十七號

同上規則第一條ニ依ル同規則ヲ適用スル地域 大正八年

六月、廳告示第二十二號

同上規則第四十九條ニ依ル住宅地區内ノ公定建築線 大
正十一年五月、廳告示第六十八號

和三年三月、府令第五號

旅順市竝金州普蘭店貔子窩及城子瞳市街地建築規則 昭
和三年三月、府令第五號

同上規則第一條第二項ニ依ル同規則施行地域 昭和三年

三月、廳告示第二十九號

關東州ニ於ケル住宅組合ニ關スル件 大正十一年十一月

勅令第四百九十四號

關東州住宅組合ニ關スル勅令施行規則 大正十一年十一

關東廳水道給水規則 大正十五年三月、廳令第六號
關東廳水道專用消防栓規則 大正十五年三月、廳令第七號

號

關東州下水規則 明治四十二年二月、府令第二號

同上規則施行地域 大正元年八月、府告示第十一號

旅順港規則 大正十四年三月、海軍省令第二號

旅順港細則 大正十五年三月、佐世保鎮守府長官制定

旅順港ノ境域 明治三十九年九月、勅令第二百五十七號

旅順港ニ關スル件 明治四十四年七月、勅令第三百四號

旅順港取締規則 昭和二年四月、廳令第十六號

大連港規則 大正十四年四月、廳令第二十二號

大連港ノ一部船舶ノ航行、碇泊及繫留禁止 昭和三年四月、廳令第十四號 昭和五年五月、廳令第三十五號

三、交通及運輸に關するもの

關東州ニ於ケル航空ニ關スル件 昭和一年八月、勅令第一百六十七號

同件施行ニ關スル件 昭和二年九月、廳令第五十一號

自動車取締規則 大正九年四月、廳令第二十三號

關東廳運輸自動車事業規則 大正十二年十一月、廳令第六十一號

廳告示第百八十八號

貔子窩普蘭店間自動車運輸事業開始 大正十二年十一月

廳告示第百八十八號

乘用馬車取締規則 大正十二年九月、廳令第三十號

自轉車取締規則 大正九年三月、廳令第六十六號

人力車營業取締規則 昭和二年十二月、廳令第六十六號

荷車取締規則 大正十三年六月、廳令第三十號

同規則施行地域 大正十四年四月、廳告示第四十八號

同規則第七條第五號ニ依ル荷車道路 大正十四年六月、廳告示第八十九號 昭和五年、第三十八號

四、土地及水面に關するもの

臨時土地調查部實地調查規程 大正五年九月、廳訓令第四十二號

官有地申告手續規程 明治四十年九月、府令第五十一號

官有地貸下地使用制限規則 大正八年三月、府令第十七號

號

第百九十一號

官有地競賣規則 大正七年二月、府令第六號

五、調査及統計に關するもの

官有地競賣ニ關スル細則 大正七年五月、廳告示第六十

昭和五年國勢調査規則 昭和五年五月、廳令第三十四號

九號
官有地特賣規則 大正八年八月、廳令第三十三號

昭和五年關東廳國勢調查規則施行細則 昭和五年五月、

關東州土地收用令 大正十五年一月、勅令第二號

廳訓令第三十號

關東州土地臺帳規則 大正十三年一月、廳令第九號

統計材料蒐集上ニ關スル件 明治三十九年十月、府訓令第

同令施行規則 大正十五年二月、廳令第三號

四十三號

關東州官有地無斷使用取締規則 大正十四年十二月、廳

統計材料蒐集上ニ關スル件 明治三十九年十月、告諭第

令第六十四號

三號

官有林野及雜種地調查規程 昭和三年一月、廳令第一號

統計ニ關スル件 大正五年五月、內閣訓令第一號

關東州造林獎勵規則 明治四十一年八月、府令第四十五號

關東州及南滿洲鐵道附屬地並ニ南洋群島ニ於ケル資源調查

署告示第三十五號

查ニ關スル件 昭和四年十一月、勅令第三百二十八號

樹木、伐採禁止ノ件 明治三十八年十二月、關東州民政

資源調查法 昭和四年四月、法律第五十三號

同規則第三條ニ依ル古蹟指定 大正五年十二月、府告示

關東州及南滿洲鐵道附屬地資源調查規則 昭和四年十二

月、廳令第四十七號

古蹟保存規則 大正五年十二月、府令第三十四號

工場調查規則第一條第二項ノ原料及材料原動機並ニ作業

機械及設備並 同條第三項生產分類 二 關スル件 昭和

第三十七號

四年十二月、廳告示第二百二十四號

銃砲火藥類取締規則 大正十三年一月、廳令第四號

關東廳勞働統計實地調查規則 昭和二年六月、廳令第三

同規則施行手續 昭和三年七月、廳訓令第二十號

十六號

同規則第八條第三號ニ依ル禁獵場所 大正十三年一月、

關東廳業態調査規則 昭和二年七月、廳令第三十七號

同規則施行手續 大正元年、府令第七號

同規則施行細則 昭和二年七月、廳訓令第二十五號

同規則第一條ノ隣接地域 大正八年八月、廳令第三十五號

同規則施行細則 昭和三年十二月、廳訓令第四

號

同規則施行細則 昭和三年十二月、廳訓令第四十一

號

同規則施行細則 昭和四年三月、廳訓令第四十二

號

戶口調査規則 明治三十九年五月、關東州民政署令第十

號

同規則施行細則 昭和四年五月、廳訓令第四十三

號

同規則施行細則 昭和四年五月、廳訓令第四十四

號

同規則施行細則 昭和四年五月、廳訓令第四十五

號

同規則施行細則 昭和四年五月、廳訓令第四十六

號

同規則施行細則 大正七年三月、府令第十五號

同規則施行細則 大正九年八月、廳令第五十九號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

同規則施行細則 大正十四年十二月、廳訓令第六十三號

營業取締規則 明治三十八年十月、關東州民政署訓令第

四號

同規則施行心得 明治三十八年十月、關東州民政署訓令

第十四號

貨座敷取締規則 明治三十八年十二月、關東州民政署令

第十二號

同規則施行手續 明治三十九年一月、民政署訓令第二號

逢坂町遊廓地設定 明治三十八年十二月、民政署告示第

三十八號

小嵒子遊廓地域 明治三十九年一月、民政署告示第六號

關東州家畜市場規則 大正十二年十二月、廳令第六十七

號

魚市場規則 明治三十九年三月、民政署令第十二號

關東州水產魚市場規則 昭和元年十二月廳令、第二號

屠場規則 大正十三年八月廳令、第四十八號

汚物掃除規則 大正八年二月、府令第八號

同規則第二條ノ地域及第五條ノ義務者昭和二年一月、廳

告示第一號

清潔方法 大正六年、府令第四號

清潔方法施行ニ關スル件 大正六年三月、府訓令第十號

廚房下水溜及廁園構造設備ニ關スル件 大正八年二月、

府令第七號

大正八年關東都督府令第七號施行地域昭和元年十二月、

府告示第六號

七、雜

電氣事業取締規則 大正九年八月、廳令第五十四號

觀測所事務規程 明治三十九年九月、府訓令第二十八號

關東州度量衡取締規則 昭和二年五月、廳令第二十三號

關東州及南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル神社廟宇及寺院ニ關

スル件 大正十一年五月、勅令第二百六十二號

關東州及南滿洲鐵道附屬地神社規則 大正十一年十月、

廳令第七十八號

關東州及南滿洲鐵道附屬地寺院、教會、廟宇其他布教所

規則 大正十一年十月、廳令第七十九號

東洋拓殖株式會社法 明治四十一年八月、法律第六十三

號

南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件 明治三十九年六月、勅

令第百四十二號

日露媾和條約 明治三十八年十月、勅令

滿洲ニ關スル條約明治三十九年一月、勅令

南滿洲及東部内蒙古ニ關スル條約 大正四年六月、條約

第三號

同條約附帶公文

清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 大

正元年十一月、條約第二號

平和條約ノ實施ニ伴フ流通證券及工業所有權ニ關スル件
大正九年三月、法律第一號等、等。

以上を以て法規に關する項を終ることとし、此の際に於て全稿の最終の紙上を藉りて、關東州及滿洲地に於て特に見らるべき中國の慣習及年中行事と云ふべきものに就き略記し、永き間の筆を擱くこととす。

下ル）を設備し、席子（シーツ）と稱するを輩にて編みし

○家屋 中國にては、家屋の敷地を房基（ファンチー）と稱し、其の構内の空地を院子（ヨワンツ）と呼び居て、普通の住宅は平家建（市街地を除く）なり。之が構造は、周圍を青磚（チンチヨワン）と稱する粗造の灰黒色の煉瓦を以てし、瓦葺、草葺、泥屋根等の區別あり。市街地若くは上流者に於ては瓦葺にして日本瓦の約半分位の薄きものを用ひ、草葺は農家に多く葭、粟、高粱の稈等を用ひ稀には海草を用ふることあり。泥屋根は屋根の部分を蒲鉾形に拵へ其の下には高粱稈を載せ泥を塗り、更に漆喰にて固めたるものにして、下流農村又は漁村等に多く見るものなり。内部の構造は頗る簡単にして、大抵土間のみのもの多く、時には煉瓦を敷き、板を張りしものもあり。壁には模様のある紙を張り、色紙の細きものにて縫取りをなしたものが普通にして、天井は農村に於ては屋根裏を露出するもの多く、中流以上にては高粱稈を交叉して之に紙を張りたる釣天井なり。室内には炕（カン）即ち温坑（オン

アンペラを敷き、而して上流者は薄き蒲團又は獸皮を敷くもの多し。此の上に横はり、昆布の如き薄き蒲團を掛け、下よりの熱に依りて夢温く眠るが如き經濟的な防寒設備なり。

尙中流者にありては多く前房、正房及後房の三棟縱列に建築するを通例とし、上流者にありては更に廊房、耳房等を附設す。前房は家僕・門番又は應接用に供する室にして、正房は主人及正妻等の室とし、後房は妾婦、下婢の居室とす。而して建築として特異の點は市街地は例外なるも多くは、家の中央に出入口を設け、夫より左右に箱を列べし如く一列をなす。故に奥行二間半又は三間位にして、之を單列に建て或は直角に建つるものにして、間取等に對しては技巧を用ひず、極めて單純なるものなり。又中流以上のお屋には、門内に影壁と稱する見陰塀を建て、多くは「福」の字を大書する習慣あり。尙周圍の堀は石を積み重たるもの多く、要するに家屋は一家團樂生活の中心として土地の氣候風土等に適合し、且つ火災、盜難を防ぎ、生命財産を保護する一種の城廓なるを以て、其の家屋は昔時警

察制度不完全なりし時代も、諸種の災危に對する防備を兼ねたるものなりと云ふを得べく、能く土地の情況等にも適應したものなり。

○ 婚禮　曩に葬儀の事を記したるが、現時に於ける中國の二大禮とも云ふべき婚禮に就きて略述す。

中國人間に於ける早婚の弊は世上周知の事實なるも、特に滿洲に於ては著しく、男子は普通十七、八歳にして結婚するもの多く、而して年長の女子を以て之に配するを習とする。即ち男子十七、八歳にして、二十一、二歳の女を娶るを常とす。蓋し其の目的たるや、之を以て婦職の外母職を兼ねしむると共に、老親に事へ、併せて家庭の看護者たらしむるにあり。併も最も奇異の感あるは、新郎新婦の相互間に於ては一面識もなく、全く父母相互の意志によりて婚姻約は成立し、所謂強制的結婚なり。其の結果は、結婚後自然男子は妾を蓄へる如き事となり、遂に一見一夫多妻主義の如く化し、數人の妾婦を置くを寧ろ一種の誇とするもの多し。而して女子は三從四德の道徳的羈絆を脫すること能

はすして、全く自己の理想と相反する男子の爲に百年の齡を委ねざるべからざるの運命を荷へりと云ふべし。然れども其の裏面に於ては、人倫を棄し、婦道を失するもの歟しとせず。諺に「寧嫁窮漢子、莫嫁弦蛋子」とあり。其の意や貧困なる壯夫に嫁するも良家の幼童に嫁する勿れと云ふに在り。又相看（見合）の如きも、近時は知識階級者間往々直接に行はれ、其の在來の弊風打破に關し高唱せられつつあるも、尙一般の陋習を脱するを得ず。

今、其の結婚の方法及儀式につき順序を逐うて略述すれば、結婚は普通媒妁、相看、放定、過禮、狀謝、娶親、響房、雙朝、回門、對日等に依るを常とす。媒妁は大凡媒介人にて兩者の間に於て異議なきときは、兩者の生年月日を紙札に書き、媒介人は之を易者に託して吉凶を判断せしむるものなり。此の事は單なる形式に屬し、大抵は吉と判断するを常とし、更に黃道吉日を選びて相看即ち見合ひを行ふものなるが、此の相看たるや、近き將來新郎新婦となるべき當人達相互の見合ひに非ずして、双方の父母及兄弟が

婿たり、嫁たるべき者を見、其の結果双方の両親の意見を聞くためのものなり。双方に於て異議なきときは茲に婚約成立す。然る後日を選ひて放定即ち結納の式を行ひ、放定の贈物は區々にして、金錢に白粉、簪・點心等を添へ婚約書を作り女家に送る。次に過禮の式あり。こは結婚一、三箇月以前の吉日に男家より婚姻の日、時刻を女家に書き送り、添ふるに酒、反物等を以てす。儀式の上よりは酒を八疋、白鳥八羽、小豚八頭、羊八頭、若くは四の數を以つて送るを常とす。此の過禮通書終れば、男女兩家共に初めて婚姻の事を親戚友人に通知す。次は謝妝の式にして、結婚の前日嫁の荷物を婿の方へ送る。女家にては之を送粧と云ひ、男家にては迎粧と云ふ。而して當日媒介人は嫁方の家に行き挨拶をなす。之が答禮として婿は嫁方へ行き、岳父婦に叩頭の禮を行ふ。之を謝妝と云ふ。

次に娶親の式にして即ち婚禮なり。當日新郎自身新婦を迎へんが爲めに官轎子（花嫁の乗るべき籠、上級者は荷馬車を裝りて之に代ふ）、彩燈、綠傘其の他を立て、行列を

整へ、樂隊にて囃し、新婦の家に至り、新婦を轎子に乗せ
新郎は別の轎子に乘じ、前同様男家に行き儀式を行ふ。此
の儀式には種々の慣習あれとも冗長に渡るを以て之を省略
することとす。舉式の翌朝男家にては、門に彩綢を掛け祝
宴を開く。之を雙朝の式と云ふ。次に行はるべき回門の式

稱へつつありて、此の種の風習が漸次中流者間へも普及せられ行く傾向を見せつゝあり。惟ふに支那に於ける二大禮として重大視せらるる儀式中の一なる紅事は、今や如斯簡略の氣運に向ひつつあるは時勢の然らしむるものなりと云ふべきか。

は結婚後四日目又は六日目にに行はれ、日本の所謂「さとがへり」に相當するものなり。次に對月の式を行ひ結婚式は全部終了する次第なり。對月とは二度目の「さとがへり」にして、旬日若くは一箇月男家に歸らざるもの如し。

儀式に伴ひ費用は莫大を要し、下級者は之が資金を得んが爲に數年間營々として働き、彼の東山の苦力が蒲團一枚を肩にして遠く満州に出稼するも、大抵は嫁取の資金を得んが爲と云ひても差支なく、彼等畢生の目的は妻を娶りて一家を經營するに過ぎざるなり。而して當地方の下級勞働者間には儀式漸次省略せられて、單に男子の方より女子方へ金錢を大抵五、六十圓位贈り、結納其の他の儀式の費用として妻を娶る者多きが如し。故に彼等は常に妻を買ふと

○
纏足

○ 纏足 婦人の纏足の起因に就ては、諸種の説行
はれ、一説には或る夫が嫉妬の餘り、其の妻を幽閉せんが
爲に起れりと云ひ、或は唐の玄宗高帝の皇妃楊貴妃は天下
の美人にして、足の長さ僅に三寸に過ぎずして能く金製の
蓮花上を歩み渡り、其の楚々たる容姿は帝の歎賞を恣にし
得たるを、後人之を倣ひしなりとも云ふ。又、南唐後主の
宮人に宵娘なる者あり。織麗にして善く舞ふ。後主は金蓮
の高さ六尺なるものを作り、飾るに寶物を以てす。宵娘に
命じ、帛を以て纏足し、織小に屈み上つて新月の状を作し
て、素襪即ち白き靴下の儘にて金蓮花中に舞はしめ觀賞し
たり。世人皆之に倣ひ纏足の風漸く社會を風靡するに至り
たるなり。此の事たるや既に五代に始まるに非ず。古時に

舞人纏足したるものありしやは想像するに難からず。唐人の詩賦中溫庭筠が織女の束足を餐し、白居易の詩に小頭の鞋履穿衣衿の句あり。而して纏足の風習は南唐に始まり、宋以後に至り習染すること日に深く、殆んど婦女に對し普通の事と爲す。

又一説に、六朝の世齊東昏侯が潘貴妃を寵し、金を以て蓮華を造り地に敷きて、妃をして其の上を歩ましめ、歩々に蓮金を生ずと賞美したりとの故事より起り、終に足を縛して蓮華に擬するの風習を致したりと云ふ。

以上は纏足の起因に關する諸説なるも、纏足の畸形を稱して、蓮華に擬するの點より考察すれば、金蓮の説は真相に近きものにして「爲教貼作金蓮」なる句や味ふべく、唯其の時代を審にせざるのみ。識者の判断に委すべきなり。而して纏足の方法は、大抵五、六歳の頃、長さ五尺位の白布を以て足を巻き拇指を除きて他は總て内側に折り込み、人工的に畸形と爲すものにして、特に外部より堅固なる靴を穿つに非ず。専ら血液の疎通を止め、生理的に發育

を妨ぐるものなり。故に發育旺盛なる十三、四歳より十六七歳迄は、苦痛禁じ難く、深窓終夜哀號悲泣する者も歟しとせず。斯の如き苦痛を忍び、拇指を除く他の四指は自然に足の裏に屈折し、踵と拇指のみが地下に觸れ、步行蹒跚たる状は可憐に堪えず。之を文學的に形容すれば楚々たる姿は嬌態歩々蓮花を生ずとも云ふべきか、普通の妻女が歩行するを見れば、家鴨の大に追はるが如き異様を呈す。

眞莫、之が醜美は國民の情緒に訴ふべきものなるべしと雖、天足を人工的に畸形とし、婦女の活動力を阻止し、終生苦痛を與ふるは、人道の上に於て、將又其の經濟生活上等閑視すべからざるを以て、關東廳に於ては、此の陋習打破に關し、數年前より講演其の他活動寫真等種々の方法を以て、漸次彼等の覺醒を喚起しつつありしが、機漸く熟したるを以て、大正十四年五月、管内の各會（内地の町村に相當す）に天足會を組織し、事務所を會に置き、會長、副會長、勸導員等を設け、印刷物の配布、勸誘、講演等凡百の喧傳方法を講じ、管内一齊に同會に入會することを懇意

したる結果、現在にては一萬五千戸に近き加入を見るに至り、殆んど全戸數に垂んとする成績を擧げたりと云ふ。茲數年を出でずして纏足の弊風を矯正することを得べし。

○ 年中行事 各地方により異り一定せざれども、特に旅順管内に於ける普通一般に行はるる概要を記さん。

一、正月(陰曆なり以下同じ) 除夜より寝ず。午前零時に至れば、各家齊しく、爆竹を放ち、諸神を拜し、祖先を祭り、一家團欒して餃子其の他を美食して天明に至る。朝、堂門を出づる時は必ず吉方に向ひ、喜神を迎へて後、屋内に入る。此の日新衣を着け、新帽を戴き、新鞋を穿ちて神廟に詣づ。又門の左右には、春聯と稱し吉慶に因める對句を赤紙に大書して貼り付け、例せば「吉星高照」等。又門に對したる區外の壁等には「出門見喜」等の字句を矢張り赤紙に書きて貼り付け、農家にては特に中庭に長竿を樹て、其の頂に松の枝を捆り付くるもあり。年賀は概ね元旦は近隣同族の家に至り、二日は母方、三日は妻の家に至り、其の餘暇に友人の家に至るを常とす。

二、元宵節 正月十五日は、上元又は元宵節と稱し、俗に

るも、廻禮の客は門戸の隙間より名刺を投じ、餘程親しき間柄ならでは屋内に入らず。元日より五日間は一般に休業す。又、五日間は飯を爨かず。故に五日間の飲食物は年暮に總て用意し置くなり。元日には家内中餠々饅頭を食することになり居るが、其の餠々饅頭の中に銅貨一枚を入れたるものの一箇作り置き、之を食ひ當てたる者は其の年は幸運なりと云ふ。二日黎明に天神地祇を祭り、爆竹を放ち、附近の財神廟に詣づ。三日は二日と同じ。四日以後二十五日に至る間、親戚朋友を招待して饗應す。五日は破五と稱し、婦女初めて針を執りて裁縫を爲す。六日一般商家は賣初めを爲す。七日を入日と稱するも、七日は二十歳以下、十七日は五十歳以下、二十七日は六十歳以下とし、夫等の各日が天氣晴朗なれば喜ぶ。風冷かなれば災ありとせり。九日は道教の所謂玉皇帝の誕生日にして、商民何れも廟に至りて拜す。十日此の日は穀日と稱し、必ず粟飯を食す。

燈節と云ふ。各神及祖先を祭り、戸毎に彩燈を掲ぐ。元

宵糕と名付くる白玉團子に蜜を掛けたるものをお食ふ習慣あり。各地の青年は龍燈彩船、高脚等の戯をなし、市中を練り歩く。之を唱秧歌と謂ふ。此の夜に限り各家の婦女は出遊して燈を見るを許さるるなり。

三、花朝（龍擡頭）二月一日にして、一陽來復し今迄蟄伏し居たる龍も頭を擡げ出すの日なり。此の日は豚の頭及饅頭を食ひ、男女共龍王廟に燒香號拜し、夜は蠟を點す。婦女は此日に裁縫をなすことを忌む。

四、蟠桃會 三月三日は蟠桃會と稱し、西王母を祀る。蟠桃會若くは壽神の廟に詣でて長壽を祈る。

五、清明節 三月初旬の或る日を清明節と稱す。各地城のある所にては城隍神を祭り、又縣官出でて孤魂を祭る。清明節一日を寒食と云ひ、昔晉の介子推焚死の日とて、火を焼くことを禁じ、此の日は各家祖宗の墓地に至り紙錢を焼き、醴署の禮を行ひ、家内にては酒宴を催す。

六、釋迦誕生日 四月八日は釋迦の誕生日とて、佛教信者

は佛寺に至りて拜す。

七、海神誕生日 四月十八日は海神の誕生日にして、二十日に至る迄、娘々神聖會と稱し、各地娘々廟にては祭りありて演劇をなす。

八、取引決済期 五月一日より五日迄は、商工業者及勞働者は概ね休業し、諸取引の決済をなす期節となせり。此取引決済終れば親戚友人、隣保、取引先等の間に於て、期節相應の贈物を交換し、又相互に變應を爲す。

九、端午節 五日五日は端午節と稱し、諸神を祭り、祖先を祭り、爆竹を放ちて酒筵を爲すこと正月の如し。即ち端午節は正月と八月十五日と共に所謂三大節に數ふ。此日は門戸に蒲艾を挿み、粽子を食し、鍾馗の畫像を貼りて、五毒酒と稱し毒蟲の害を避くる爲に雄黃酒を飲む。婦女は綵絲を以て小袋を作り髪を覆ひ、又布を以て小虎を作り兒女に與へて除災の意となす。

一〇、關帝廟祭 關帝廟は老爺廟とも云ひ、六月二十四日を祭日とす。關帝廟は、武人は軍人として尊び、商店は

財神として崇ぶ。祭日には皆廟に至りて禮拜し、家には

關帝の畫像を貼りて酒肉を獻じ、夜は例により紙錢を焼く。

一一、七夕節 七月七日は七夕の節にして、織女渡河の日なり。女兒は裁縫の上達を祈る爲、水盤に水を入れ、高粱の穂を針の如く酸絲を探り、水に浮へ、其の影が細き時は上達の見込あり、太きときは見込なしと云ひ慣はせり。又兒は夜間に至れば神を祭る。

一二、中元節 七月十五日は中元節にして、各家に於て祖

先の靈前に供物を飾り、祖先を祀り、門には提燈を掲げて寺院に詣で紙錢を焼き、香を焚きて禮拜す。又各城にては城隍廟と無主と孤魂を祭る

一三、中秋節 八月十五日は中秋節にして、支那に於ける三大節の一なり。諸神及祖先を祭り、爆竹を放ち酒筵を爲す。又取引決済期なるを以て賠答及饗應を爲す。各家には月や兔などの畫を貼り付け、月餅と稱し徑三寸乃至五寸位、厚さ四、五分の太鼓形の餡入の菓子を神に供へ

人々亦之を食ふ。

一四、重陽節 九月九日は重陽節と稱す。此の日は登高して、高きに登り豚を殺して美食す。

一五、祖先祭 十月一日は清明節及七月十五日の中元節と同じく、墓地に至りて紙錢を焼きて祖先を祭る。

一六、臘八兒粥 十二月八日を臘八兒粥と云ふ。米、麥、粟、蓮實等八種のものにて炊きたる粥を神佛に供へ、又之を食ふ。此の日煤拂を爲す日にして、之を怠れば目が盲となると云ふ。

一七、灶宗祭 十二月二十三日は灶神として竈の神の祭日なり。傳ふる所によれば、此の日灶神上天して人間界の善惡一切を上帝に告ぐ。上帝は之によりて賞罰を行ふ故に、祭壇を設け、七物を列べ大に贈賄して神慮に媚びざるべからずと爲す。此の日は一切焚火を禁じて屋内を熑らさず、夜に至れば灶神の像を祭り、灶神を拜して爆竹を放ち、灶神の口に糖瓜兒と云ふ菓子を摩擦し、其の飴を舐らすにより、希くは上帝の面前に至り、我が善事の

みを告げ、悪事を告ぐる勿れと祈の言葉を述べ、後は神像を焼き捨て、大晦日に至りて新らしきものに換ふ。又此の日を小過年と稱す。

一八、除夜 十二月大晦日と云ふ。拂曉各神像及祖先の靈前に供物を獻じ、燭を點じ、香を焚き、午前六時に至れば茶酒を供し祭神の式を行ふ。午後に至れば子弟及婦女に菓子其の他の物を與へ、又歳錢と稱し金錢を分に應じて與ふ。夜に至れば、一家相集りて飯食し終夜就寝せずして正月に至る。此の日終日爆竹を放ち、夜は點燭して親友近隣互に賀を交ふ。之を辭歲と謂ふ。

以上列記したる年中行事の外孔子祭東山獄祭藥王祭等ありて、盛大なる祭典を爲す。

最後に旅順管に於て特に名物として知らるる鶉に就きて略記す。

○ 鶉 一般に知られて特筆すべき旅順に於ける名物は鶉の捕獲なり。年々捕獲高約二十七、八萬羽、價額二萬二、三千圓に達す。例年獵期に入れば、好獵家をして鶉には二種ありて、土人間にては鶴鶉（アンチュン）及黃懶子（ホワンランツ）と稱へ、鶴鶉は俗に喧嘩鶉と云ひて其の大きさ小鳩位、地産のものと相似たり。黃懶子は鶴鶉の二分の一一位にして、此の兩者共に食用に供せらるるなり。其の美味に於て古來より愛用せらる。内地に於ても昔時は鶴椀とか、燒鶉は大名の料理中にも高貴なるものなりしことは周知の事實にして、今日も尚食道樂者間の食膳の珍味として賞讃せられつつあり。

鶉の形態は、尾短く後方急窄したるが如く、體軀は中膨にして、其の上短頸なるが故に、其の容姿奇異の感を呈するも洒脱にて、内地に於ては觀賞用として愛育せられつつあり。形體斯の如く、性質も頗る温順の様なれども、鶴鶉は勇氣に富み、若し雄相會すれば例の洒脱の體を離し、猛然として挺身突撃し倒れて後止むの慨あり。

鶉を湧かしめ、各自思ひ思ひの狩姿に身を襄し、黎明星を戴いて颯々の金風に獵衣を翻ひし、黃葉蕭草を踏みて狩座に急ぐ様は、旅順唯一の行事なりと云ふべし。

故に土人等は常に之を闘はしめ娛樂とする者多く、内地に於ても、往昔武士は鶉を愛育し、彼の隼人種族の血液は纏ぎ、維新まで鞘割侍と唄はれし薩摩武士は、特に鶉を飼育したりと聞く。之れ雅にして勇なる意氣を愛したものならん。

通常鶉は暖を逐ふて移住する鳥にして、内地に於ては土着するものもあれど、時候の變化身に感ずると同時に群をなし、暖氣の地方へ渡りせんとするものなり。當地方に來るは、毎年秋色將に動かんとする九月にして、十月中旬に至れば全く其の影を絶つを例とす。從て捕獲期も此の期間に限られ、其の最も盛況を呈するは九、十月の兩月なり。捕獲の方法は種々あれども、廣く行はるる方法に就きて述べんに、總ては沈着の小鳥なるを以て之を利用し捕獲するものにして、全盛季は恰も高粱の收穫期より始まるを以て、高粱を刈り取る際一部の畑は其の儘残し置き、其の一方に幅約三間、長さ五、六間、七、八分目位の網を以て高粱を蔽ひ置くなり。鶉は食を漁ら

んが爲に此の高粱の下に集る。土人は曉に及んで潜行しつつ高粱畠に近づき、網を張り又反對方面の位置を定め、躊躇して旭日東天に上らんとするや、一齊に起ち棒を以て地を靜に叩き、或は手を打ちつつ「ホ、ホ、ホ」と連呼しつつ迫る。鶉は殘夢未だ覺めざるに俄然敵襲に遇ひ驚きながらも例の沈着なる態度を以て歩みつつ、折々停止顧首して、敵を監視しつつ徐々と高粱の間を縫ひながら一集團となり、網のある方向に退却を續行す。斯くして土人は、網の前方一、二間に壓迫すれば、一齊に鬨の聲を擧げて脅すに依り、鶉は低く飛びて網に入り捕獲せらるなり。斯く述べ來れば、容易なるが如けれども、追手と鶉との距離及追手の動作、掛聲等の巧拙に依りて其の成否定まるものにして、日本人は性急なる國民性を發揮し一氣呵成に功を收めんとして却て失敗しつつあるに反して、中國人は悠長なる氣分にて、所謂遲久の功を積むとも云ふべく、常に捕獲成績良好なりとす。鶉狩によりても、其の國民性を窺ひ知り得るも亦一奇と謂ふべし。

以上は黄獺子狩の概況にして、鶴鶉捕獲も大體之と同

様にして、唯之は囮の鳩を使用し、高粱烟に終日啼かし

め置くが異なるのみなり。囮の聲により他の鶴鶉は集り來

るものにして、其の他夜間燈火を點じ柄の付きし網を以て捕ふる等の方法あれども、極めて少數なり。

斯くして捕獲せられたる鳩は主として商人間にて賣買せられつつあるも、土人が直接旅順市内其の他に販賣する數も亦尠からず。兩者を合すれば、二十萬羽以上に達すべし。斯かる數字を示すは、當地方へ暖を追うて鳩が北地より飛び來り、滿州の最南端たる老鐵山に至り、前方は海に臨み居るを以て、一時進路を遮断せらるる爲ならんか、老鐵山の山麓に集まるものなり。

因に昭和三年九月よりは、產地なる方家屯會に於ては會事業として鶴市場を開設し、會住民の捕獲したる鳩を悉く爰に集め、取引の公市を圖ることとなり居るなり。

註 本稿を以て長期に亘る拙稿を一先づ完了す。

尙、本稿中、家屋以下の記事は旅順民政署編纂の旅順要覽より

抄記したるを申添ふ。

(昭和八和十月十一日攜筆)

大都市の街路は漸々に擴張せられ、夫れが爲めに宅地面積は縮少せらるゝのは當然の歸結である。だが東京が大東京と事實に徵して一驚を喫せしめらるゝものがある、即ち昭和元年に一九、九八七町歩あつた耕地が同六年には一六六六六町歩となつて八、三〇六町歩の田が六・三三二町歩一一、六八一坪の畠地が一〇、三三三坪に減少したのである。又農家の戸數を見ると二一、六九七戸であつたものが二〇、三四六戸となつた、夫れで農産物の產高が昭和元年には二、〇四〇萬四、〇〇圓の價格のものが同六年には八、七七九、〇〇〇圓と大減少を來たしたのである、都市となつては斯く變遷し行くべきであらうが、需用の農産物は結局其供給地を千葉や埼玉に更らに静岡、群馬にまで延長せらるゝであらう。